

## 船舶事故調査報告書

平成29年5月25日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年10月23日 12時45分ごろ
発生場所	三重県志摩市御座岬北方沖 御座埼灯台から真方位001° 330m付近 （概位 北緯34° 16.4′ 東経136° 45.1′）
事故の概要	プレジャーボート海遊丸は、東進中、浅所に乗り揚げた。 海遊丸は、ドライブユニットの折損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年10月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 海遊丸、5トン未満 243-24014三重、個人所有 7.15m (Lr) × 2.19m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、73.6kW、平成4年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成22年7月1日 免許証交付日 平成27年4月20日 （平成32年6月30日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	ドライブユニットに折損、船底外板に破口及び擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 高潮時
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者」という。）を乗せ、英虞湾奥の志摩市和具の船だまりを発進し、平成28年10月23日10時00分ごろ御座岬南東方沖の釣り場に到着し、その後同岬の南方に移動して釣りを続けていた。 本船は、急に時化てきたので帰港することとし、12時40分ごろ釣り場を発進し、約8ノットの対地速力で、御座岬に沿って右転しながら航行した。 船長は、本船が御座岬北方沖に差し掛かった頃、前路に敷設された定置網の間を通航しようとして、陸岸から1つ目の定置網と2つ目

	<p>の定置網との間に設置された通航路を示す2つの白いブイ’（直径約1.0m×長さ約1.5mの円柱形、以下「本件ブイ」という。）を探したが、風浪による白波に紛れて見付けることができずにいた。</p> <p>船長は、右舷前方に‘本船とほぼ同型の船舶’（以下「本件船舶」という。）が航行しているのを視認し、本件船舶が‘陸岸と陸岸から1つ目の定置網との間の海域’（以下「本件海域」という。）を航行したものだと思った。</p> <p>本船は、船長が本件海域は水深が浅いものの航行できると思い、右舵を取って東進していたところ、12時45分ごろ船尾部船底に衝撃を受けた。</p> <p>船長は、機関を停止して船尾部船底を確認したところ、ドライブユニットが折損してぶら下がった状態であることを認め、整備業者に本船の状況を連絡した。</p> <p>本船は、投錨したものの、走錨して付近の岩場に乗り揚げていたところ、付近を通り掛かった漁船に手を振って救助を求め、同漁船に引き出された後、志摩市御座漁港にえい航された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.8mであった。</p> <p>本船は、本事故当日、装備していたGPSプロッターが電気系統の接触不良により故障していたが、船長が近場の慣れた海域での釣りなので問題がないと思い出港した。</p> <p>英虞湾入口付近には、御座岬北方沖から北西方沖にかけて、数か統の定置網が敷設され、定置網と定置網の間にはそれぞれ白いブイが設置されていた。</p> <p>船長は、ふだん、御座岬北方沖を航行する際、至近まで行かないと定置網を視認することができないので、本件ブイを視認した後、その間を通航しており、本件海域の水路状況を知らなかった。</p> <p>船長は、本件ブイを見付けることができずにいたところ、時化により波が高くなってきたので、早く帰らなければいけないと焦ってしまい、安易に近い方に行ってしまったと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、御座岬北方沖を航行中、船長が、本件海域の水路状況を知らなかったことから、風浪による白波に紛れた本件ブイを見付けることができない状況下、本件海域の東方に本件船舶を認め、本件海域を航行できるものと思い、本件海域を航行して浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、時化により波が高くなってきたので早く帰らなければいけ</p>

	ないと焦っていた状況下、本件海域の東方に認めた本件船舶が本件海域を航行したのと思ったことから、本件海域を航行できるものと思っただものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、御座岬北方沖を航行中、船長が、本件海域の水路状況を知らなかったため、風浪による白波に紛れた本件ブイを見付けることができない状況下、本件海域の東方に本件船舶を認め、本件海域を航行できるものと思い、本件海域を航行して浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航行予定海域は、事前に水路調査を十分に行い、水深等の水路状況が不明な海域には、安易に進入しないこと。</li> <li>・ 航海計器は、正常な状態で使用できるように整備しておくこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図

